

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	警備業者役員等ファイル
実施機関の名称	千葉県警察本部長
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部風俗保安課
個人情報ファイル等の利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するため
記録項目	1 認定証番号、2 認定証交付公安委員会、3 主たる営業所が所在する都道府県、4 主たる営業所の営業所番号、5 受理警察署、6 警備業者名、7 警備業者の住所、8 警備業者の電話番号、9 法人等の種別、10 代表者の氏名、11 代表者の住所、12 代表者の性別、13 代表者の生年月日、14 代表者の本（国）籍、15 認定失効の事由、16 認定年月日、17 更新年月日、18 変更年月日、19 認定失効年月日、20 返納年月日、21 主たる営業所の営業所名称、22 主たる営業所の所在地、23 役員の役職、24 役員の氏名、25 役員の住所、26 役員の性別、27 役員の生年月日、28 役員の本（国）籍、29 営業開始年月日、30 営業廃止年月日、31 届出公安委員会、32 管外営業所名称、33 管外営業所所在地、34 行政処分の登録警察本部、35 処分番号、36 処分事由、37 処分の種類、38 処分年月日、39 処分対象者の氏名、40 処分対象者の住所、41 処分対象者の性別、42 処分対象者の生年月日、43 処分対象者の本（国）籍、44 処分対象者の属性、45 送致年月日、46 起訴・不起訴の別、47 行政処分営業所名称、48 行政処分営業所停止期間
記録範囲	警備業者の役員及び代表者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称)</p> <p>① 千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ② 千葉県下39警察署の警務課</p> <p>(所在地)</p> <p>① 〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html (千葉県警察ホームページ) 参照</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3、6、7、10、21、22、24、25、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。機械警備業者に係る1及び2の記録項目の内容に変更があった場合の

	訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。	
個人情報ファイル等の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 千葉県総務部審査情報課 (所在地) 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	